

小川町公共下水道事業経営戦略

団体名	小川町		
事業名	小川町公共下水道事業		
策定期日	令和6年10月		
計画期間	令和6年度	～	令和15年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	1998(平成10)年度 (開始後26年)	法適 (全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(全部適用)
処理区域内人口密度	32.4人/ha	流域下水道等への接続の有無	有(市野川流域下水道)
処理区数	1処理区(小川処理区)3処理分区(小川第1・小川第2・小川第3)で構成されている		
処理場数	なし		
広域化・共同化・最適化実施状況 ^{*1}	公共下水道・農業集落排水・浄化槽の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択するため、令和2年12月に計画区域の見直しを行い、公共下水道区域を縮小した。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圈構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	下水道使用料は基本使用料と超過使用料からなる二部制を採用しており、排除汚水量として1カ月あたり10m ³ までを基本使用料と設定し、超過使用料は段階区分別(8段階)の単価を設定している。 本町では、以下に示す3例に該当する場合において、下水道使用料の減免を行っている。		
業務用使用料体系の概要・考え方	①天災その他これに類する災害を受け使用料等を納付することが困難であると認められる場合 ②生活困窮者で使用料等を納入する能力がないと認められる場合 ③町長が公益上その他特別の事情があると認められる場合		
その他の使用料体系の概要・考え方			
条例上の使用料 ^{*2} (20m ³ あたり)	令和2年度 2,409円	実質的な使用料 ^{*3} (20m ³ あたり)	令和2年度 2,738円
※過去3年度分を記載	令和3年度 2,409円	※過去3年度分を記載	令和3年度 2,763円
	令和4年度 2,409円		令和4年度 2,791円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における1カ月20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道課下水道グループ下水道担当4名(損益勘定職員3名、資本勘定職員1名)
事 業 運 営 組 織	本町の下水道事業は、2016(平成28)年度から水道課と統合され、上下水道課下水道グループとして事業を運営している。 また、下水道グループは公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の事務を分担している。職員給与費の予算措置は、公共下水道事業4名、農業集落排水事業1名、公共浄化槽事業1名としている。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	—
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) ^{*4}	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) ^{*5}	—

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

現在は供用開始エリアを順次拡大していることもあり使用料収入は微増傾向にあるが、今後は人口減少等により使用料収入の減少が予想される。また、令和7年度までに新規整備は概ね終了する見込みであるものの、それ以降は、団地開発により整備された管路が一斉に更新時期を迎える。このような厳しい状況を踏まえ、投資については、更新時期の平準化を図り、財政収支とのバランスのとれた更新を実施していく。収支は純利益が生じており黒字となっているが、汚水処理に係る経費を使用料収入で賄えておらず、一般会計からの繰入金に頼っている状況である。水洗化率の向上や下水道使用料の引き上げを行い、適切な収入を確保することにより、将来にわたり安定した下水道事業の運営を図る。

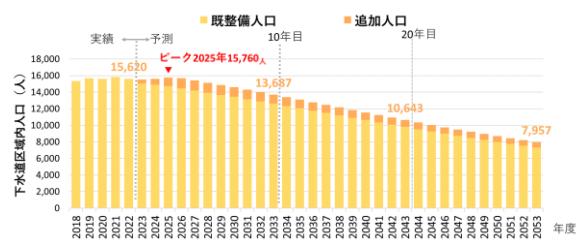
2. 将来の事業環境

(1) 下水道区域内人口の予測

下水道区域内の人口は、将来行政人口の推移を基に算出し、下水道区域の追加面積分の人口を見込んで推計した。

本町では、2025(令和7)年度までに下水道区域の整備が完了する予定であり、今後、追加面積分の人口が増加する予定である。したがって、2025(令和7)年度までは現況程度の整備人口で推移し、その後減少傾向に転じる見通しどなった。

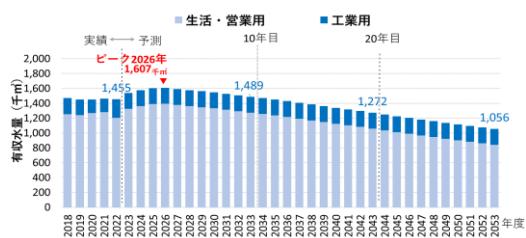
2022(令和4)年度における下水道区域内人口は、15,620人となっているが、10年目の2033(令和15)年度には2022(令和4)年度実績の約88%(13,687人)、20年目の2043(令和25)年度には2022(令和4)年度実績の約68%(10,643人)、30年目の2053(令和35)年度には2022(令和4)年度実績の約51%(7,957人)まで減少する見通しどなった。



(2) 有収水量の予測

将来の有収水量は、水量ランク別の調定水量実績値と、将来の下水道利用件数を用いて推計した。

区域の追加を行うため、生活・営業用の有収水量は増加傾向を示した後、2026(令和8)年度をピークに減少傾向で推移する見通しとなった。10年後の2033(令和15)年度は2022(令和4)年度実績の約102%(1,489千m³)と増加する見通しであるが、20年目の2043(令和25)年度には2022(令和4)年度実績の約87%(1,272千m³)に減少し、30年目の2053(令和35)年度には、2022(令和4)年度実績の約73%(1,056千m³)に減少する見通しとなった。

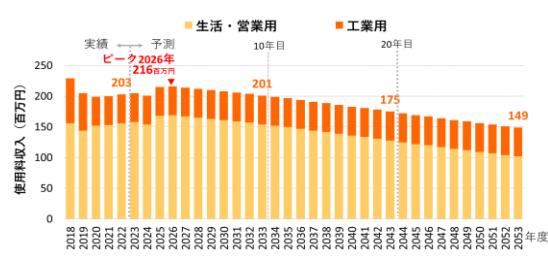


(3) 使用料収入の見通し

将来の使用料収入は、現行の使用料体系及び将来の下水道利用件数及び有収水量を基に推計した。

区域の追加を行うため、生活・営業用における使用料収入は有収水量と同様に増加傾向で推移した後、2026(令和8)年度をピークに減少傾向で推移する見通しとなった。

2022(令和4)年度の使用料収入は203百万円である。10年目の2033(令和15)年度は2022(令和4)年度実績の約99%(201百万円)、20年目の2043(令和25)年度には2022(令和4)年度実績の約86%(175百万円)、30年目の2053(令和35)年度には、2022(令和4)年度実績の約73%(149百万円)まで減少する見通しである。



(4) 施設の見通し

■処理施設

本町は、市野川流域関連公共下水道であり、汚水はすべて市野川流域下水道の処理場である市野川水循環センターで処理されているため、処理施設は設置していない。

■中継ポンプ場

2箇所ある中継ポンプ場は、ともに1988(昭和63年)より稼働しており、適宜ポンプの更新を実施してきた。今後は、電気設備の更新やポンプの更新を控えている状況にある。

■マンホールポンプ

19基あるマンホールポンプは、2001(平成13)年度～2023(令和4)年度にかけて整備を進めてきた。また、既存マンホールポンプについても、目標耐用年数を23年と設定し、更新を行う計画としている。

■区域拡大に伴う新設施設

下水道区域の追加整備に関する費用を見込みとした。

(5) 組織の見通し

本町公共下水道事業における2023(令和5)年度現在、損益勘定職員3名、資本勘定職員1名の合計4名で構成されている。直近5年の職員数の推移では、2020(令和2)年度に損益勘定職員を1名増員したことに加え、地方公営企業会計への移行に際し、資本勘定職員のうち2名を損益勘定職員への計上に変更している。

また、2021(令和3)年度には、損益勘定職員のうち1名を公共浄化槽事業への計上に変更している。

直近5力年の職員数実績



3. 経営の基本方針

■経営理念

本町の公共下水道事業は、2025(令和7)年度には整備が完了し、建設段階から維持管理段階へシフトするため、これまで以上に資産の適正な管理が重要となる。また、本町では、2020(令和2)年4月から、下水道事業の経営健全化を目指し、企業会計方式を導入している。今後は、企業会計方式による財政収支計画を活用し、その指標値をわかりやすく公表することで、広く下水道事業に対する理解を深めていただけるよう努める。また、限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画をもとに、計画的な下水道事業の経営を目指す。

■基本方針

1) 下水道施設の適正な維持管理

『小川公共下水道ストックマネジメント計画(平成30年度)』に基づき、下水道施設の延命化や維持管理に要する費用の平準化を継続的に進めるとともに、計画的に施設の更新等を行うことにより、機能維持と中長期的な視点での経費削減を図る。長期的な視点での将来人口や汚水量の予測に基づき、中継ポンプ場をマンホールポンプへ改築するといったダウンサイ징を行い、将来的な経費及び投資額の削減を図る。

2) 使用料による財源の確保

下水道サービスの安定供給を今後も継続していくためには、一般会計繰入金に依存しない自立した経営基盤を構築していく必要がある。したがって、汚水処理に関する費用については、可能な限り使用料収入により回収することを目指す。また、使用料単価について、近隣事業体の水準や総務省が示す目安である150円/m³を考慮し適正価格の検討・設定を行うものとする。

3) 一般会計繰入金の抑制

本町では、収益的収支に係る繰入金、資本的収支に係る繰入金として、一般会計から補助(繰入金)を受けている。公共下水道事業の財政的な自立を目指す観点から、収益的収支のうち、基準外の繰入金については、削減を図る。

4) 経費回収率の維持・向上

本町公共下水道事業における2022(令和4)年度決算時の経費回収率は98.7%であり、良好といえる水準の100%を下回っている。経費回収率が100%以上となるように経営の健全化を図る。

5) PDCAサイクルの確立

経営戦略については、毎年度、財政指標を用いた進捗管理を行い、その結果を公表するとともに、3~5年ごとに結果の検証を行い、その時点から10年以上を計画期間とする新たな経営戦略に改定するといったPDCAサイクルを確立する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	『小川公共下水道ストックマネジメント計画(平成30年度)』を基に計画を立案する。なお、計画立案の際は、下水道区域内人口及び有収水量の将来的な推移を考慮し、適宜ダウンサイ징を行うこととする。 また、本町では2025(令和7)年度までに下水道区域の整備が完了する予定である。ストックマネジメント計画にて見込まれている既存施設の改築・更新、調査・点検に加え、区域整備の際に必要となる新規施設についても整備を進めることとする。
-----	--

■管きよ

管きよの調査・点検は、『小川公共下水道ストックマネジメント計画(平成30年度)』にて検討された事業費を基本とし、一般環境下の点検費用として見込まれている22.3万円を毎年見込む。ただし本費用は、既設の最も古い幹線管きよ(1993年布設)が耐用年数(50年)を迎える、2043(令和25)年度以降から発生する設定とした。なお、腐食環境下の点検については、箇所数が少ないと想定され、日常の管きよ清掃に合わせて点検を実施しているため、投資計画では見込まない方針とした。

改築更新の費用についても、『小川公共下水道ストックマネジメント計画(平成30年度)』にて検討された費用を基本とする。ただし、調査・点検費用と同様に、2043(令和25)年度以降から費用を計上する方針とした。

■中継ポンプ場

2カ所ある中継ポンプ場は老朽化が進行しているとともに、当初設計時よりも汚水量が減少しているため、ダウンサイ징を進めることとした。電気設備の更新に併せ、みどりが丘No.1ポンプ場は2027(令和9)年度に、みどりが丘No.2ポンプ場は2028(令和10)年度にマンホールポンプへの改築を行う計画とした。以降の年度については、既存のマンホールポンプと同様の扱いとし、改築年から目標耐用年数(23年)が経過した時点で更新を行う計画とした。

■マンホールポンプ

マンホールポンプは、取得年度と目標耐用年数(23年)を用いて、更新年度を決定した。ただし、1年間に実施するマンホールポンプは2基までとして更新年度の調整を行った。

■新規施設

下水道区域の追加整備に関連する費用を見込むこととした。

■流域下水道建設負担金

市野川流域下水道(埼玉県)の改築更新・建設にかかる費用の一部を関連町3事業体(小川町・滑川町・嵐山町)で負担している。2023(令和5)年度における市町村の負担割合は、各町の全体計画における日最大汚水量の割合により決定されている。

今後の整備計画については、『埼玉県下水道局ストックマネジメント計画(令和5年7月改定版)』にて示された建設改良事業費を基に、令和7年度までは現行の負担割合を用いて算定した費用を見込んだ。また、負担割合が変更される令和8年度以降については、荒川流域別下水道整備総合計画(令和5年度改定)における日最大汚水量で本町の負担割合を算出し、費用を見込んだ。

なお、2029(令和11)年度以降の事業費は、提示されていないため、2028(令和10)年度と同値を見込む方針とした。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	2022(令和4)年度時点において、収益的収入の約64%を営業外収益が占め、なかでも一般会計からの繰入金は使用料収入を上回っている。自立した公共下水道事業を実現する上で、一般会計からの繰入金の削減を図る。
-----	--

■ 使用料収入に関する事項

将来の使用料収入は、現行使用料体系、将来の下水道利用件数及び有収水量を基に、以下に示す条件で算出した。

1) 基本使用料

予測を行った下水道利用件数に使用料体系の基本使用料単価を乗じて算出した。

2) 超過使用料

予測を行った細分化水量ランク別の有収水量に使用料体系の段階区分別超過使用料単価を乗じて算出した。

3) 使用料収入

算出した基本使用料・超過使用料を合計して算出す。ただし、計算値による誤差を補正するため使用料収入実績値と本予測の計算値で補正率を作成し、補正を行った。

■ 繰入金に関する事項

1) 一般会計負担金

総務省が示す繰出基準に基づく経費を計上する。2024(令和6)年度予算値で将来も一定の措置とする。

2) 一般会計補助金

公共下水道事業の自立を目指す観点からも削減を図る必要がある。したがって、2020(令和2)年度値を基準として、2051(令和33)年度には繰入れを0とする設定とし、中間年度については直線補間とした。

■ 国庫補助金に関する事項

下水道区域の追加整備が終わる予定の令和8年度以降の事業費については、国庫補助金を見込まない方針とした。

■ 企業債に関する事項

1) 公共下水道債

建設事業費の財源として公共下水道債を見込んだ。今後の建設事業費のうち、国庫補助金分を除いた残額を全て起債する方針とした。また、建設改良事務費における補償料の全額を公共下水道債として起債する方針とした。ただし、起債額については10万円単位で切り捨てとした金額を計上した。

2) 流域下水道債

流域下水道建設負担金の財源として流域下水道債を見込んだ。今後の流域下水道建設負担金の全額を見込む方針とした。ただし、起債額については10万円単位で切り捨てとした金額を計上した。

3) 資本費平準化債

企業債元金償還の平準化を図るため、資本費平準化債の借入れを行う。元金償還額から減価償却費分を差し引いた金額が起債額となる。ただし、差引額がマイナスとなった場合は、起債を行わない設定とした。なお、起債額については10万円単位で切り捨ての措置とする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

■ 職員給与に関する事項

今後も職員数は一定程度を維持する予定であることから、将来の給与費は、過去4カ年の実績の平均値で一定とする方針とした。

■ 維持管理に関する事項

1) 流域下水道維持管理負担金

2025(令和7)年度までの流域下水道維持管理負担金は、単価87円/m³と定められているため、有収水量の将来値を基に算出した。2026(令和8)年度以降は、負担金の単価が30%上昇する想定で費用を見込む方針とした。

2) 委託費

直近5カ年の実績及び2024(令和6)年度予算を整理し、今後も継続して発生する委託項目のみ、発生頻度を設定した上で費用を見込む方針とした。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	さらなる投資額の削減に向け、本町内で事業の垣根を超えて、農業集落排水事業との統合の可能性について調査・検討を行う。
投資の平準化に関する事項	—
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	—
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料収入は、今後の水洗化人口の減少に伴い、減少傾向で推移することが予測され、現行使用料体系を維持した場合、2026(令和8)年度以降に資金が不足する見通しがなっている。 健全な下水道経営の維持を図るため、資金不足を解消し、2033(令和15)年度に1億円（年間使用料収入の概ね50%）の資金残高を確保しようとした場合、使用料収入を令和8年度から39%増収させる必要がある。 このため、令和6年度に実施する水道料金改定の平均引き上げ率21%を考慮し、令和8年度の改定に向けて下水道事業審議会において適正な使用料の算定・検討を行うこととする。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	—
職員給与費に関する事項	—
動力費に関する事項	—
薬品費に関する事項	—
修繕費に関する事項	下水道ストックマネジメント計画の定期的な見直し、点検・調査を行うことにより、常に現状に則した適切かつ計画的な維持管理を行い、突発的な修繕費用の発生を防止する。
委託費に関する事項	現在行っている委託事業について、委託範囲や具体的な手法などの見直しを行い、事業運営の更なる効率化や技術継承等の問題解決に努める。また、適宜委託項目の見直しを行い、今後直営で対応可能な項目については委託費の削減を図る。
その他の取組	—

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本計画の事後検証として、毎年度事業の進捗確認を行い、経営状況の的確な把握と情報公開に努めるとともに、PDCAサイクルを実践し、経営戦略の実施状況の確認・検証を行う。 本計画の有効期間を5年間とし、2028(令和10)年度には見直しを行う。なお、社会情勢の変化や経費回収率・資金不足の見込み等に合わせ、計画の見直しを適宜実施する。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区分		年 度	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度		令和14年度	
			(決算)	(見込)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)										
収益的収入	1. 営業収益(A)	205,537	205,749	203,416	215,570	216,069	214,283	212,460	210,593	208,714	206,317	204,071	201,823											
	(1) 料金収入	203,145	205,654	201,380	215,500	215,999	214,213	212,390	210,523	208,644	206,247	204,001	201,753											
	(2) 受託工事収益(B)																							
	(3) その他の	2,392	95	2,036	70	70	70	70	70	70	70	70	70											
	2. 営業外収益	364,016	348,250	376,661	405,708	404,547	402,485	399,920	396,767	393,924	391,609	379,511	353,097											
	(1) 補助金	217,176	199,376	226,610	251,178	249,154	247,131	245,107	243,084	241,061	239,037	237,014	234,991											
	他会計補助金	217,176	199,376	226,610	251,178	249,154	247,131	245,107	243,084	241,061	239,037	237,014	234,991											
	(2) 長期前受金戻入	146,573	148,573	150,051	154,530	155,393	155,354	154,813	153,683	152,863	152,572	142,497	118,106											
	(3) その他の	267	301																					
	収入計(C)	569,553	553,999	580,077	621,278	620,616	616,768	612,380	607,360	602,638	597,926	583,582	554,920											
	1. 営業費用	480,674	481,247	525,958	511,639	568,427	562,472	562,885	570,032	568,126	573,784	548,454	522,946											
	(1) 職員給与費	29,594	27,345	28,104	29,350	29,350	29,350	29,350	29,350	29,350	29,350	29,350	29,350											
	基本給	13,240	13,080	13,215	13,961	13,961	13,961	13,961	13,961	13,961	13,961	13,961	13,961											
	退職給付費	527	89	173	303	303	303	303	303	303	303	303	303											
	その他の	15,827	14,176	14,716	15,086	15,086	15,086	15,086	15,086	15,086	15,086	15,086	15,086											
	(2) 経費	167,418	163,534	204,033	182,494	233,198	222,339	219,557	223,813	221,053	224,080	205,091	201,912											
	動力費	2,444	2,507	2,368	2,368	2,368	2,368	2,368	2,368	2,368	2,368	2,368	2,368											
	修繕費	5,504	3,113	6,339	4,204	4,204	4,204	4,204	4,204	4,204	4,204	4,204	4,204											
	材料費																							
	その他の	159,470	157,914	195,326	175,922	226,626	215,767	212,985	217,241	214,481	217,508	198,519	195,340											
	(3) 減価償却費	283,662	290,368	293,821	299,795	305,879	310,783	313,978	316,869	317,723	320,354	314,013	291,684											
支出	2. 営業外費用	47,676	44,816	44,784	40,207	37,944	36,056	34,534	33,236	31,642	30,408	29,366	28,093											
	(1) 支払利息	47,660	44,773	44,784	40,207	37,944	36,056	34,534	33,236	31,642	30,408	29,366	28,093											
	(2) その他の	16	43																					
	支出計(D)	528,350	526,063	570,742	551,846	606,371	598,528	597,419	603,268	599,768	604,192	577,820	551,039											
	経常損益(C)-(D)(E)	41,203	27,936	9,335	69,432	14,245	18,240	14,962	4,092	2,870	△ 6,265	5,762	3,881											
特別利益	利益(F)																							
特別損失	(G)																							
特別損益	(F)-(G)(H)																							
当年度純利益(又は純損失)(E)+(H)	41,203	27,936	9,335	69,432	14,245	18,240	14,962	4,092	2,870	△ 6,265	5,762	3,881												

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算) 〔見込〕	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)
資本的収入	1. 企 業 債	329,700	248,400	254,700	177,700	169,100	171,200	181,100	133,400	140,500	142,700	113,400	105,700
	うち 資本費平準化債	71,900	73,600	62,900	53,200	41,900	33,500	31,400	27,700	20,800	9,000	7,700	
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金												
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金	128,000	80,800	71,000	49,000								
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
	8. 工 事 負 担 金	53,892	27,949	23,878	4,500	4,000	3,500	2,500	1,000	500	500		
	9. そ の 他												
計 (A)		511,592	357,149	349,578	231,200	173,100	174,700	183,600	134,400	141,000	143,200	113,400	105,700
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)			8,700										
純計 (A)-(B) (C)		502,892	357,149	349,578	231,200	173,100	174,700	183,600	134,400	141,000	143,200	113,400	105,700
資本的支出	1. 建 設 改 良 費	389,601	268,419	275,226	180,872	134,598	145,144	157,144	113,144	127,144	141,144	113,144	113,144
	うち職員給与費	6,950	4,775	5,560	6,233	6,233	6,233	6,233	6,233	6,233	6,233	6,233	6,233
	2. 企 業 債 償 戻 金	278,051	289,039	286,862	284,854	282,066	276,647	276,718	270,193	259,044	241,385	240,974	231,232
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
5. そ の 他													
計 (D)		667,652	557,458	562,088	465,726	416,664	421,791	433,862	383,337	386,188	382,529	354,118	344,376
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(D)-(C)		164,760	200,309	212,510	234,526	243,564	247,091	250,262	248,937	245,188	239,329	240,718	238,676
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	137,089	141,795	143,770	145,265	150,486	155,429	159,165	163,186	164,860	167,782	171,516	173,578
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	102,258	27,936	9,335	69,432	14,245	18,240	14,962	4,092	2,870	△ 6,265	5,762	3,881
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	75,784	150,371	119,793	60,388	40,559	△ 38,273	△ 111,695	△ 187,830	△ 269,488	△ 346,946	△ 424,758	△ 488,198
計 (F)		315,131	320,102	272,898	275,085	205,290	135,396	62,432	△ 20,552	△ 101,758	△ 185,430	△ 247,480	△ 310,739
補填財源不足額 (E)-(F)		△ 150,371	△ 119,793	△ 60,388	△ 40,559	38,273	111,695	187,830	269,488	346,946	424,758	488,198	549,415
他会計借入金残高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)		4,412,929	4,372,290	4,340,128	4,232,974	4,120,008	4,014,561	3,918,943	3,782,150	3,663,606	3,564,921	3,437,347	3,311,815

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算) 〔見込〕	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)
収益的収支分	217,176	199,376	226,610	251,178	249,154	247,131	245,107	243,084	241,061	239,037	237,014	234,991	
	うち基準内繰入金	201,189	198,896	198,570	198,570	198,570	198,570	198,570	198,570	198,570	198,570	198,570	
資本的収支分	うち基準外繰入金	15,987	480	28,040	52,608	50,584	48,561	46,537	44,514	42,491	40,467	38,444	36,421
	合 計	217,176	199,376	226,610	251,178	249,154	247,131	245,107	243,084	241,061	239,037	237,014	234,991

原価計算表(公共下水道事業)

供用開始年月日 平成11年3月10日
 処理区域内人口 15,620人
 計算期間 自令和5年4月
 至令和10年3月
 (5年間)

収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使用料(x)	千円 203,145	千円 214,213	千円	千円 214,213
受託工事収益	2,258	0		0
その他の	134	0		0
合計	205,537	214,213	0	214,213

支出の部

項目	金額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
管渠費	給料 人件費 諸手当 福利費 修繕費 材料費 路面復旧費 委託料 その他の	千円 0 0 0 132 0 0 5,781 7,857	千円 0 0 0 54 0 0 8,054 6,559	千円 0 0 0 54 0 0 8,054 6,559	千円 0 0 0 54 0 0 8,054 6,559
小計		13,770	14,667	0	14,667
ポンプ場費	給料 人件費 諸手当 福利費 動力費 修繕費 材料費 薬品費 委託料 その他の	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0
小計		0	0	0	0
処理場費	給料 人件費 諸手当 福利費 動力費 修繕費 材料費 薬品費 委託料 その他の	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0
小計		0	0	0	0
一般管理費	給料 人件費 諸手当 福利費 流域下水道管理運営費負担金 委託料 その他の	13,240 5,324 11,030 126,573 22,092 4,977	14,290 6,582 8,478 180,046 22,791 4,835		14,290 6,582 8,478 180,046 22,791 4,835
小計		183,236	237,022	0	237,022
資本費	支払利息 減価償却費 企業債取扱諸費	47,660 137,089 0	36,056 155,429 0	36,056 155,429 0	0 0 0
小計		184,749	191,485	191,485	0

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
合 計 (Y)	381,755	443,174	191,485	251,689

資 産 維 持 費 (Z)	
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)	251,689

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = \boxed{0.85}$$

<使用料水準についての説明>

原価計算では、使用料対象経費に対する使用料収入が100%以下となっており、これを改善するため使用料の改定を予定しております。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

経営比較分析表（令和4年度決算）

埼玉県 小川町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	49.83	55.69	90.96	2,410

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
28,244	60.36	467.93
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
15,620	4.82	3,240.66

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和4年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率

前年度から4.35ポイント増加しているが、ほぼ横ばいでいる。100%は上回っているものの、経費回収率は100%を下回っているため、使用料以外の収入に依存している状況である。

②累積欠損金比率(%)

累積欠損金は発生していない。

③流動比率(%)

類似団体平均を上回っているものの100%を下回っており、使用料改定等による改善を検討する必要がある。

④企業債残高対事業規模比率(%)

令和7年度で整備予定区域の工事が概ね終了するため、その後比率はさらに改善される見込み。

⑤経費回収率(%)

100%を下回っており、経費を使用料で賄えていない状況である。適正な使用料を確保するため、使用料改定の検討が必要がある。

⑥汚水処理原価

類似団体平均を下回っており、過大なコストはかかっていないと考えられる。

⑦施設利用率(%)

該当数値なし。

⑧水洗化率(%)

下水道の供用開始区域を毎年拡大しているため、水洗化率が伸び悩んでいる状況である。令和7年度までに計画区域の整備が終了するため、その後は向上する見込み。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率(%)

下水道整備の開始時期が比較的遅かったこと、地方公営事業法の適用が令和2年度からで間もないことから、比率は低くなっている。

②管渠老朽化率(%)

下水道整備の開始時期が比較的遅かったため、まだ法定耐用年数を超えた管渠はない。

③管渠改善率(%)

新区域の整備段階であり、更新時期を迎えた管渠がないため、更新に対する投資は行っていない。しかし、今後更新の時期を迎えると、多額の費用が見込まれるため、ストックマネジメント計画に基づき管路の点検調査を実施し、適切に更新工事を実施していく。

全体総括

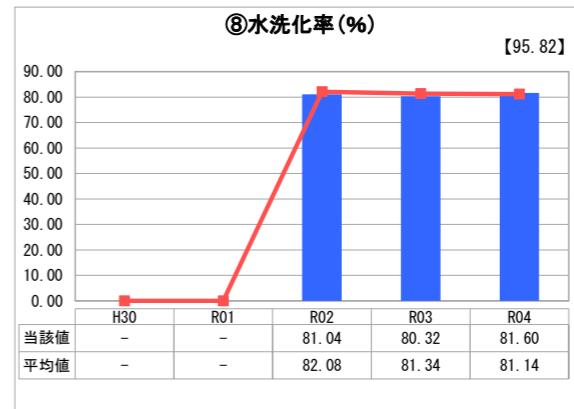
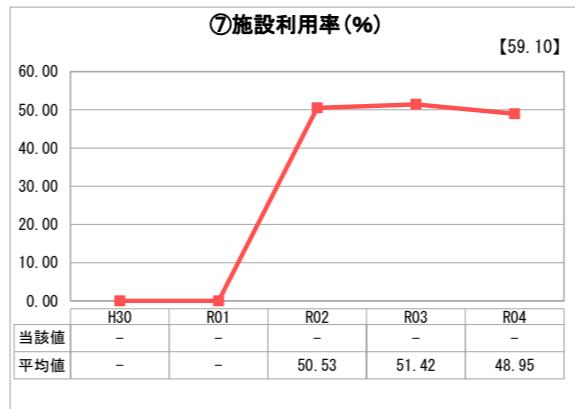
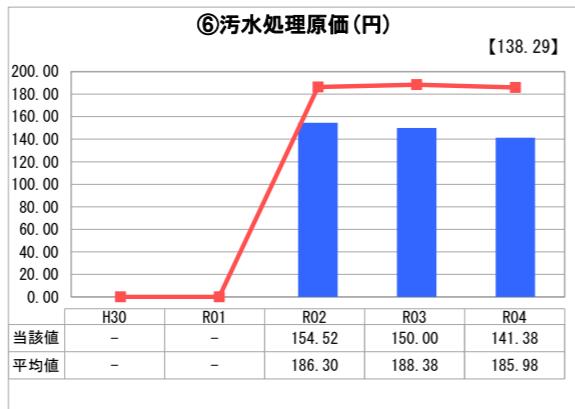
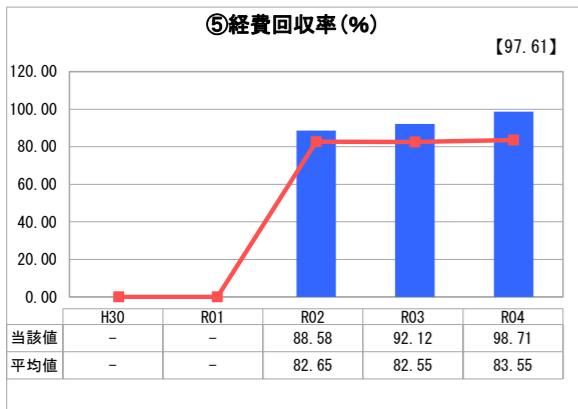
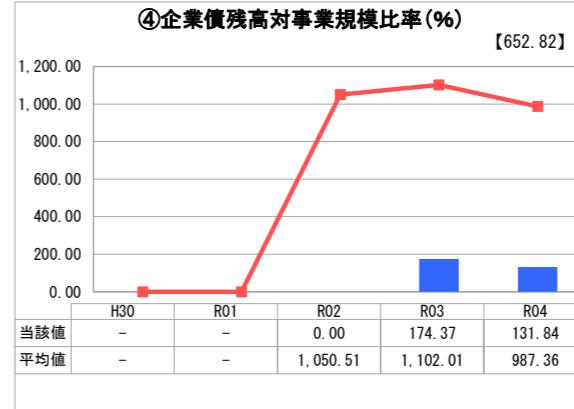
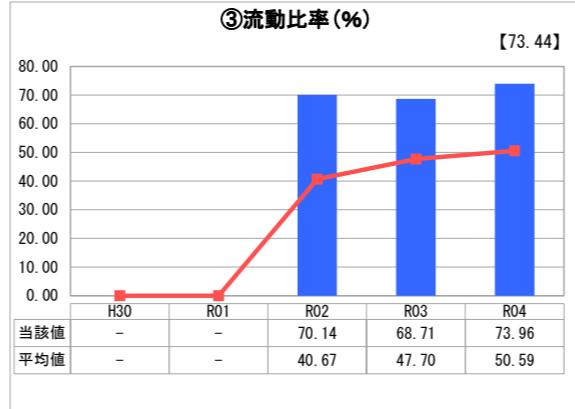
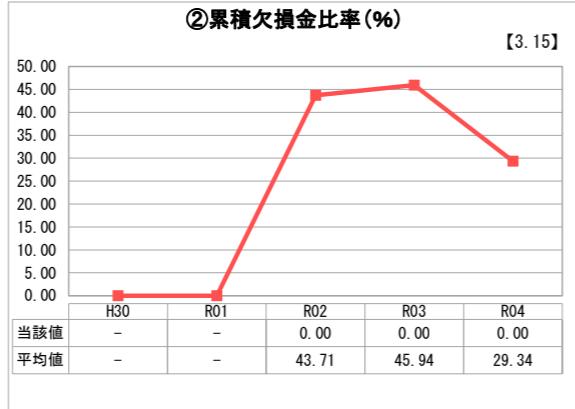
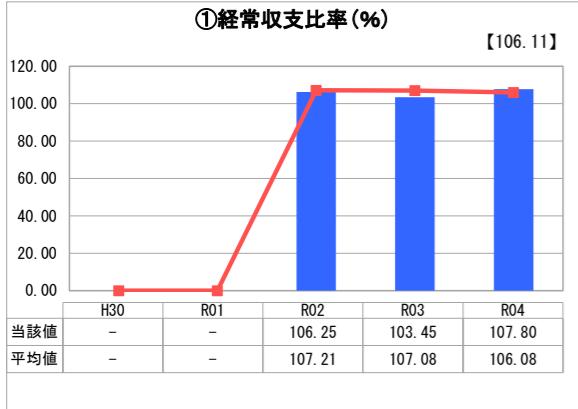
現在は供用開始エリアを順次拡大していることもあり使用料収入は微増傾向にあるが、今後は人口減少等により使用料収入の減少が予想される。また、令和7年度までに新規整備は概ね終了する見込みであるものの、それ以降は、団地開発により整備された管路が一齊に更新時期を迎える。

このような厳しい状況を踏まえ、投資については、更新時期の平準化を図り、財政収支とのバランスのとれた更新を実施していく。

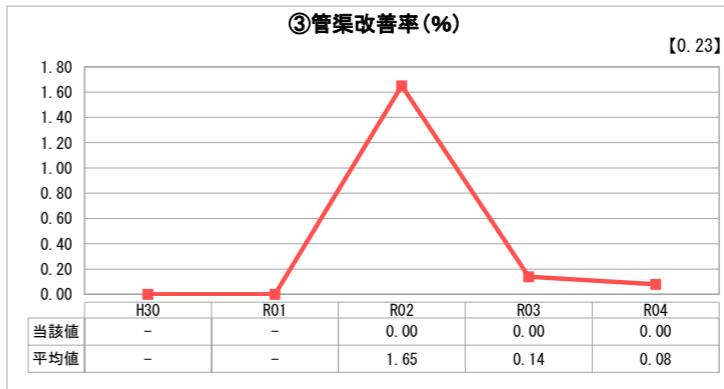
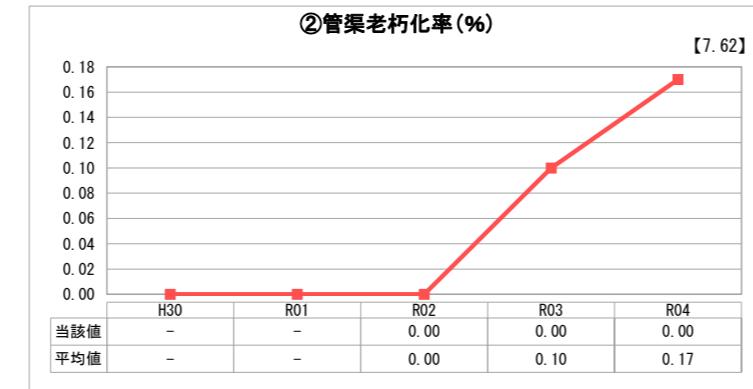
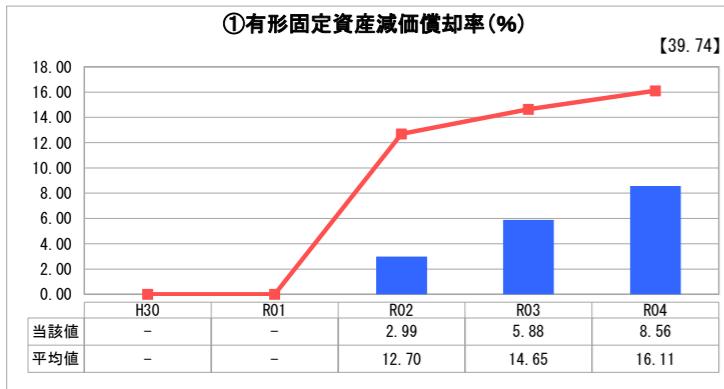
収支は純利益が生じており黒字となっているが、汚水処理に係る経費を使用料収入で賄えておらず、一般会計からの繰入金に頼っている状況である。

水洗化率の向上や下水道使用料の改定を検討し、適切な収入を確保することにより、将来にわたり安定した下水道事業の運営を図る。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経費回収率の向上に向けたロードマップ（公共下水道事業）

「下水道事業における収支構造適正化に向けた推進についての留意事項」（国土交通省事務連絡 令和 2 年 7 月 22 日）に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下のように示します。

経費回収率の向上に向けて、令和 6 年度から 7 年度にかけて下水道使用料の在り方の検討を行い、令和 8 年度から下水道使用料の改定を予定します。以降は、5 年ごとに改定の必要性について検討を行います。

年度	内容
令和 5 年度	経営戦略の見直し検討、改定作業
令和 6 年度	経営戦略の改定 公共下水道使用料の改定検討
令和 7 年度	公共下水道使用料の改定検討
令和 8 年度	公共下水道使用料の改定
令和 6 年度～ 令和 10 年度	経営戦略の事業年度ごとの検証
令和 10 年度	経営戦略の改定作業、改定
令和 11 年度	公共下水道使用料の改定検討
令和 12 年度	公共下水道使用料の改定検討
令和 13 年度	公共下水道使用料の改定
令和 14 年度	-
令和 15 年度	経営戦略の改定作業、改定